第4次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン(案)

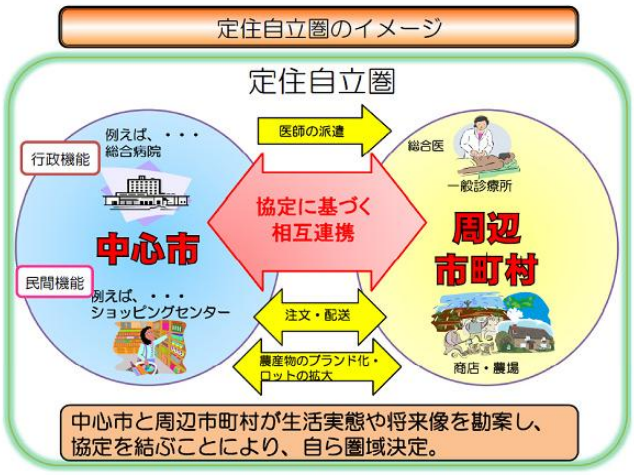
パブリックコメント募集要領

丸亀市 及び 善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町(以下「連携市町」という。)は、互いに連携・役割分担することで、生活に必要な都市機能を確保し、定住を促進するために定住自立圏形成協定を締結し、2市3町で瀬戸内中讃定住自立圏を形成しています。

この協定にもとづいて推進する具体的取組などを記載した「第4次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン(案)」(令和9年度からの5年計画)について、圏域内の住民の皆様から意見を募集します。

◆パブリックコメントとは?

市役所などの行政機関が、政策の案をつくる際にその案を公表し、住民の皆様からご意見をいただいて最終的な意思決定を行うというもので、行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。



◆資料の閲覧方法

(1)丸亀市及び連携市町のホームページ

(2)文書による閲覧場所

- ●丸亀市役所1階情報公開・公文書閲覧コーナー、政策課
- ●綾歌市民総合センター ●飯山市民総合センター ●本島市民センター ●広島市民センター
- ●各コミュニティセンター(本島、広島を除く。)
- ●丸亀市市民交流活動センターマルタス
- ●善通寺市、琴平用、多度津用、まんのう町の定住自立圏構想担当課

◆意見を提出できる人

- ○丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町(以下「圏域」という。)内に居住する人
- ○圏域内に通勤・通学している人 ○圏域内で事業又は活動を行う法人や団体
- ○丸亀市 又は 連携市町に対して納税義務がある人、法人や団体
- ○本件の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

◆意見の提出方法

意見は下記の二次元コードのフォームからオンラインで提出、または所定の様式(自由様式でも可)に必要事項を記入し、郵便、FAX、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。

パブリックコメント
オンラインフォーム ➡

◆意見募集の期間 令和8年12月7日(月)~令和9年1月4日(月)

裏面につづく

◆提出の際の留意事項

⑴ 必ず氏名と住所(団体の場合は団体名及び所在地)を明記してください。
（記載されていないものは意見として受付できません。）

⑵ 住所又は所在地が圏域外の場合は、圏域内に所有する事務所もしくは事業所、勤務先、学校名等を、納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。

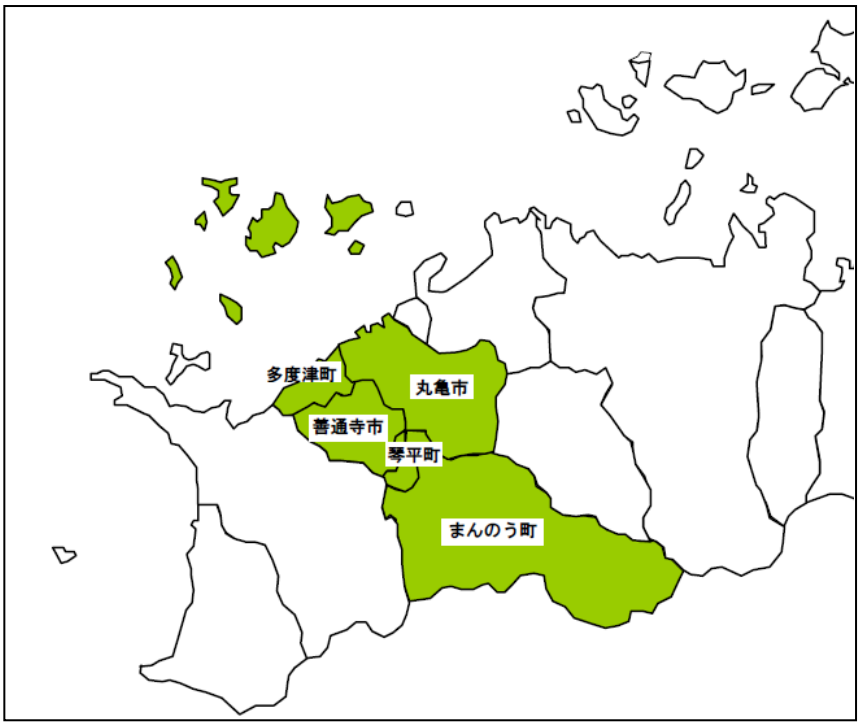
⑶ 電話、窓口等での口頭による意見の受付及び個別回答はできません。

◆提出された意見の取扱い

提出された意見の概要と意見に対する市の考え方をとりまとめて、丸亀市のホームページで公表します。

【丸亀市ホームページ・パブリックコメント募集】

https://www.city.marugame.lg.jp/site/marugame-join/1348.html



≪意見の提出・問い合わせ先≫
〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番 21 号 丸亀市市長公室政策課
電　話　0877-24-8839　　FAX 0877-24-8860
E メール　seisaku-k@city.marugame.lg.jp
持　参　上記の閲覧場所と同じ